

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定</p> <p>(略)</p>	<p>島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定</p> <p>(略)</p>
<p>(安全確保等の責務)</p> <p>第1条 丙は、発電所から放出される放射性物質に対する周辺地域住民の安全確保及び温排水その他排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、<u>発電所の建設及び運転・保守</u>（以下「<u>運転等</u>」という。）に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(安全確保等の責務)</p> <p>第1条 丙は、発電所から放出される放射性物質に対する周辺地域住民の安全確保及び温排水その他排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、<u>発電所の建設、運転・保守及び廃止</u>（以下「<u>運転等</u>」という。）に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(計画等に対する事前了解)</p> <p>第6条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</p> <p>2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</p> <p>3 丙は、<u>原子炉を解体しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(計画等に対する事前了解)</p> <p>第6条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</p> <p>2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）<u>（以下この条において「法」という。）</u>に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</p> <p>3 丙は、<u>原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(平常時における連絡)</p> <p>第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</p> <p>(1) <u>発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況</u></p> <p>(2) <u>発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況</p> <p>(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果</p> <p>(6) 温排水等の調査結果</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況</p> <p>(9) その他必要と認められる事項</p> <p>(略)</p>	<p>(平常時における連絡)</p> <p>第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。</p> <p>(1) <u>発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画</u></p> <p>(2) <u>発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況</p> <p>(4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果</p> <p>(5) 環境放射線の測定結果</p> <p>(6) 温排水等の調査結果</p> <p>(7) 品質保証活動の実施状況</p> <p>(8) 高経年化対策の計画及び実施状況</p> <p>(9) その他必要と認められる事項</p> <p>(略)</p>
<p>(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)</p> <p>第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める<u>運転上の制限</u>を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)</p> <p>第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める<u>運転上の制限及び施設運用上の基準</u>を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(損害の補償)</p> <p>第18条 発電所の<u>運転・保守</u>に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。</p> <p>2 発電所の<u>運転・保守</u>に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丙は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(損害の補償)</p> <p>第18条 発電所の<u>運転等</u>に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。</p> <p>2 発電所の<u>運転等</u>に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丙は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>